

利用者等告示第三十一号イ

例外的に対象外種目の福祉用具を利用できる状態

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ (福祉用具が必要な状態像)	厚生労働大臣が定める者のイ に該当する基本調査の結果 (あてはまれば例外的に利用できる)
ア 車いす及び 車いす付属品	次の(一・二) いずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査に項目がないため、 <u>医師の所見を確認し</u> 、サービス担当者会議を開催の上、ケアマネジャーが必要性を判断すれば利用できる。(外で使用する車いす)
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次の(一・二) いずれかに該当する者 (一)日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	(一)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次の(一・二) いずれにも該当する者 (一)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二)移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次の(一～三) いずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査に項目がないため、 <u>医師の所見を確認し</u> 、サービス担当者会議を開催の上、ケアマネジャーが必要性を判断すれば利用できる。(段差解消機)
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に 吸引する機能のものを除く)	次の(一・二) いずれにも該当する者 (一)排便において全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	(二)移乗において全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」